

岩手県告示第 468 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 6 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 遠野住田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市遠野町 27 地割 48 番 2 地先から 28 地割 120 番 3 地先まで	新	B 84.1~20.8 m	m 391.5
	旧	B 79.1~20.8	391.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
 - (2) 期間 平成 19 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで